

事例1

2007年10月15日 東京地方裁判所判決

上司から「お前は給料泥棒だ」「目障りだから消えてくれ」などと言われ続けた社員が自殺した。暴言が自殺の引き金になったかどうか争われた訴訟の判決で、東京地裁は15日、自殺と暴言との因果関係を認め、社員の死を労働災害と認める判断を示した。

判決は「キャリアばかりか人格や存在を否定するもので、嫌悪の感情も認められる。男性のストレスは通常の上司とのトラブルより非常に強かった」と指摘している。

【判決で認められた上司の暴言例】

「存在が目障りだ、いるだけでみんなが迷惑している。お願いだから消えてくれ」

「車のガソリン代がもったいない」

「どこへ飛ばされようと仕事をしないやつだと言いつらしたる」

「お前は会社を食い物にしている、給料泥棒」

「お前は対人恐怖症やろ」

「誰かがやってくれるだろうと思っているから、何にもこたえていないし、顔色ひとつ変わっていない」

「病院の回り方がわからないのか、勘弁してよ。そんなことまで言わなきゃいけないの」

「肩にふけがべたーとついている。おまえは病氣と違うか」

事例2

2007年10月18日 労働保険審査会

上司の叱責、「パワハラ状態」＝自殺過労死を労災認定－保険審査会

自殺したのは、過重なノルマや上司の強い叱責などが原因として、労働保険審査会は盛岡労働基準監督署長などが出した遺族補償給付の不支給処分を取り消した。

審査会は「売り上げ目標も高く、叱責による心理的負担はパワー・ハラスメント(職権を背景とした嫌がらせ)を受けているような状況」と認定した。

営業経験がないにもかかわらず厳しいノルマが課され、休日出勤も強いられた。さらに上司の営業部長から、ノルマ不達成などを理由に、毎日のように「辞表を書け」「やる気があるのか」などと叱責され、重度のストレスが原因で、自殺した。

事例3

【パワハラが原因による自殺と認定】

2007年11月1日 名古屋高裁2審

中電社員「心理的負荷でうつ病」

中部電力社員だった夫(当時36歳)がうつ病になり自殺したのは、過労や上司のパワー・ハラスメント(職権による人権侵害)が原因だったとして、愛知県内に住む妻(43歳)が名古屋労働基準監督署長を相手取り、遺族補償年金の不支給処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が31日、名古屋高裁であった。満田明彦裁判長は、「業務が原因でうつ病を発症し、そのために自殺しており、不支給処分は違法」と述べ、不支給処分の取り消しを命じた1審・名古屋地裁判決を支持し、被告側の控訴を棄却した。

判決によると、夫は1999年8月に主任に昇格した後、うつ病を発症。同年11月、乗用車内で焼身自殺した。妻は翌年、労災認定を申請したが、労基署は「業務が原因のうつ病ではない」として申請を退けた。

判決は、「主任昇格は、夫にとって心理的負荷が強かった」と指摘。さらに、上司の「主任失格」「おまえなんかいなくても同じ」といった言葉について、「合理的な理由のない、指導の範囲を超えたパワー・ハラスメント」と認定し、こうした心理的負荷からうつ病を発症し、自殺に至ったと結論付けた。